

平成23年3月改定

重要伝統的建造物群保存地区

ひがしおうみしごかしょうこんどうでんとうてきけんぞうぶつぐんほぞんちく
東近江市五個荘金堂伝統的建造物群保存地区



滋賀県東近江市



保存地区面積 32.2ha 選定年月日 平成10年12月25日
 伝統的建造物等の種別
 ■ 建築物 198棟 ■ 工作物（門・塀・石橋など） 105件
 ■ 環境物件（庭園・樹木など） 9件 ■ 環境物件（水路） 1件
 平成30年1月現在

- 1 保存地区の名称 東近江市五個荘金堂伝統的建造物群保存地区
- 2 保存区域 東近江市五個荘金堂町の一部
- 3 面積 32.2ha
- 4 都市計画上の地域地区 市街化調整区域
- 5 保存条例の公布 平成 9年 6月24日
- 6 保存地区の決定 平成10年 8月17日告示
- 7 保存計画 平成10年 8月17日告示
- 8 選定告示 平成10年12月25日（文部省告示第189号）
- 9 東近江市の面積 388.58 km²
- 10 東近江市の人口 人口 114,315人 世帯数 39,159世帯
 （平成23年1月1日 住民基本台帳）
- 11 保存地区の人口 人口 444人 世帯数 143世帯
 （平成23年1月1日）

12 五個荘金堂の沿革

東近江市五個荘地区は、琵琶湖の東、湖東平野のほぼ中央に位置し、南北5.4km、東西4.4kmで面積16.28 km²を有する。北・西・南の三方は、和田山（標高180m）・^{きぬがさ}織山（同432m）・^{みつくり}箕作山（同324m）に囲まれ、東側を愛知川が流れている。地域の平野部は、標高120～79mのほぼ平坦な水田地帯で、その大半で古代条里制をとどめる神崎郡条里型水田が広がっている。神崎郡条里は、愛知川左岸の沖積平野に施行された条里で、中流域から下流域にかけて長さ12km、最大幅4kmの範囲で認められる。その主軸方位は北に対して33度東に振っているが、これは平野の傾斜に規制された結果とされている。現在の地表に残る条里型水田は、古代からの条里を基本的に踏襲したものである。この内、金堂町は推定10条5里と11条5里にまたがっている。

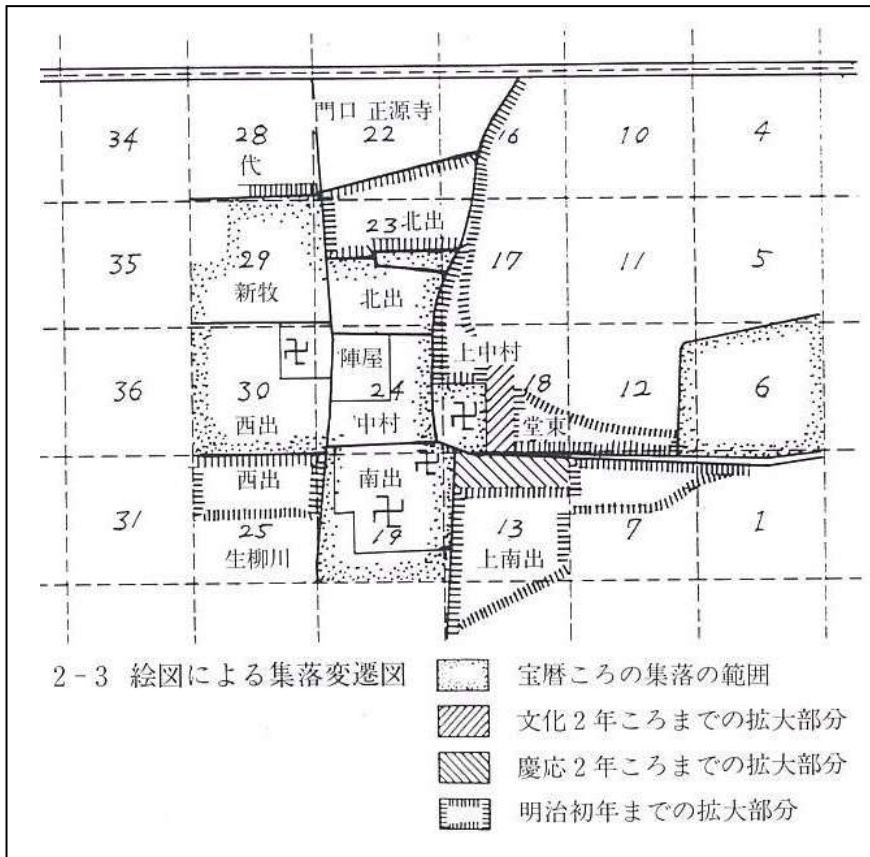
古代、金堂町は近江国神崎郡神崎郷に属していたと考えられ、集落東側の小字南大城には8世紀前半創建の寺院跡、金堂廃寺遺跡がある。集落北側の小字武功臣にある正源寺遺跡では、6～8世紀の古代集落跡を発見している。金堂の地名起源には、『近江国輿地志略』は金堂村浄栄寺の項で「聖徳太子此地に憩息し玉ふ。不動坊という僧、はなはだ尊敬し、太子に遇する殊によし。相與にはかりて寺院を建立し玉ふ。始めに金堂を建玉ふ。依て村の名とす。」との伝承を収録している。

平安～室町時代にかけて、織山東麓一帯には山前荘と総称される荘園があり、金堂町は鎌倉末期には金剛勝院領山前荘の東荘に属していた。また、鳥羽法皇の院政期（1129～1156）の頃から周囲の荘園を含めて「山前五個荘」の荘号が見られ、合併前の町名の起源となっている。中世近江国を支配した佐々木氏の居城・観音寺城は、金堂町の西2kmにあり、京から東国へ通じる東山道は金堂の東側を通過しており、15・16世紀には、金堂の北東1.5kmの小幡が商業活動の拠点となっていた。

江戸時代、金堂ははじめ幕府領で、寛文元年（1661）から天和3年（1683）までは上野館林藩領となり、一旦幕府領に復し、貞享2年（1685）に大和郡山藩領となっている。『寛永石高帳』によれば、石高967石余であった。大和郡山藩は、近江国内の飛び地支配のために元禄6年（1693）に金堂集落のほぼ中央に陣屋を設置し、これは明治5年（1872）まで存続した。享保9年（1724）の『大和郡山藩領郷鑑』によれば金堂の戸数160軒・人口723人となっている。

金堂町は、近江商人の出身地の一つとして知られている。五個荘の商人は、八幡・日野の商人に比べて出現は遅く、『神崎郡志稿』の出店表によれば、328店中、江戸時代からのものは13店である。金堂出身の商人の出店は27店を数えるが、江戸時代からのものは文化2年（1805）の外村与左衛門京都店、同7年の同大坂店と、天保6年（1835）の外村宇兵衛の江戸店だけである。金堂村の農家一戸当たりの平均耕地面積は6反程度と小さく、副業として麻布の賃織が盛んに行われていた。

江戸時代から明治期にかけて金堂集落の変容を知ることのできる資料として金堂区有文書の中に元禄3年（1690）から明治9年（1876）までの合計8点の絵図がある。これらの



地図から元禄年間（1688～1703）には神崎郡条里の10条5里と11条5里を分ける条境線を横軸の基準に陣屋を中心とし、その東・西・南の三方に寺院を配置する集落構成ができあがり、宝暦（1751～1761）ごろに、小字北出・中村・新牧・西出に民家が形成されている。その後、19世紀半ばにかけて、東へ漸次拡大され、明治に入って現在とほぼ同じ範囲に村が広がっている。

明治22年（1889）の市町村制により、南五個荘

村・北五個荘村・旭村の3村が成立し、金堂地区は南五個荘村に属した。昭和30年（1955）にはこの3村と蒲生郡老蘇村の清水鼻を合わせて五個荘町となっている。

また、平成17年2月11日には、五個荘町と八日市市、永源寺町、愛東町、湖東町の1市4町が合併して東近江市となり、さらに平成18年1月1日には、蒲生町、能登川町も加わり現在の市域となった。

13 町並み調査と選定の申出に至るまでの経過

五個荘金堂の町並み保存への取り組みは、明治40年代に当時の内務省地方局有志による報告書『田園都市と日本人』の中で金堂・川並かわなみなどが「田園都市の理想」とされたのに始まる。昭和50年代から歴史的町並み保存の運動が全国的に起こり、昭和56年に金堂地区伝統的建造物群保存対策調査（滋賀県立短大・室谷誠一教授）を実施した。

平成8年には保存範囲の拡大を視野に入れて、町並み保存対策調査の補足調査（奈良女子大学・上野邦一教授）を実施した。この調査成果を踏まえて、平成9年2月に金堂町並み保存のシンポジウムを開催し、6月に「五個荘町伝統的建造物群保存地区保存条例」を制定。その条例にもとづいて、五個荘町伝統的建造物群保存地区保存審議会（会長・室谷誠一、委員16名）が平成10年7月末までに合計8回の審議会を開催している。平成10年4月18日付で町長及び教育委員会からの保存地区及び保存計画の諮問を受け、平成10年5月1日付で保存地区範囲の答申を行い、同7月28日付で保存計画の答申をした。

14 保存地区の現状

平成10年7月1日当時の五個荘町の人口は、11,656人・戸数3,527戸であった。このうち金堂集落は世帯数229戸・人口775人であり、一世帯の平均は3.38人であった。

金堂集落は、五個荘地域のほぼ中央に位置し、JR能登川駅から近江鉄道バス「八日市」行きで「金堂」下車が最寄りの交通機関である。近江鉄道五箇荘駅は、金堂集落の東1.5kmにある。国道8号は、金堂集落の東600mを通り、西側には県道佐生五個荘線が通過している。

住民の職業を見ると、農家は43戸であるが、大半が兼業農家である。民間企業に就業している勤労者の内、五個荘地域に勤務する者が約50%を占め、県内に勤務する者を加えると80%以上の者が比較的居住地の近くで働いている。



▲ 弘誓寺本堂（重文）



▲ 弘誓寺表門（市指定）

金堂地区内の文化財には、重要文化財の弘誓寺本堂（宝暦14年・1764）があり、市指定では、弘誓寺表門（元禄5年・1692）と同寺の本尊である木造阿弥陀如来立像（平安時代後期）、石造五輪塔（正安2年・1300）、史跡旧外村宇兵衛邸（主屋・万延元年・1860）がある。

昭和62・63年には、地区の主要な街路・水路の整備を行い、平成2年には近江商人屋敷の外村繁邸を整備して一般公開した。平成5年からは地域啓発事業として、先進地の視察や啓発冊子の配布、案内看板の設置などを進めた。平成6年には近江商人屋敷外村宇兵衛邸、平成9年には同じく



▲ 石造五輪塔（市指定）

中江準五郎邸を整備して一般公開している。

平成7年には地域住民を中心に「金堂町並み保存会」が結成されていたが、平成19年3月1日からは改めて「NPO法人金堂まちなみ保存会」として発足し、歴史的環境保全のための様々な活動を行っている。平成20年には旧中江富士郎家住宅の保存修理が完成、「金堂まちなみ保存交流館」として開館し、保存会が管理運営を行い、活動の拠点施設となっている。



▲ 金堂まちなみ保存交流館

点施設となっている。

15 保存地区内の伝統的建造物群の特性

五個荘金堂は、伝統的建造物群保存地区の外側から集落を眺めたとき、古代条里制の区画を継承する農地の向こうに、民家の屋根が連なり、その中央にひととき大きな弘誓寺の屋根がそびえ、大城神社の杜が見える。これは寺院と鎮守の杜を核とした湖東平野の農村の典型的な景観である。

集落内で一直線に続く通りは少なく、多くが緩やかに曲がったり、屈曲したりしている。また、通りは見通しのよい十字型には交差せず、食い違いや突き当たりとなるものが多い。このため、進行するにつれて塀や生垣、土蔵などがつぎつぎと視野に入り変化していく。



(1) 商人本宅



▲▼ 近江商人屋敷 外村繁邸



近江商人は他国に出店した後も、出身地に居宅をもち、妻や子供たちが中心となって留守宅を守った。それが「本宅」である。商人たちの生活は華美ではなく、質素なものであった。そのような近江商人の暮らしぶりを反映して、本宅も質素で堅実なものであるが、庭園や茶室を持ち、近江商人たちの生活の文化的な質の高さがうかがえる。この商人の本宅が建ち並ぶ景観が、金堂地区の魅力の一つであり、一般的なイメージともなっている。

商人の本宅は弘誓寺前通りや馬場通り、勝徳寺前通りなど大きな通り沿いに位置し、集落の中心部を占めている。

本宅は主屋を中心として、離れ座敷や土蔵・納屋などの付属屋を廊下でつないだ建物部分と、周囲に配された庭園によって構成されている。敷地の周囲は土塀や板塀等で囲まれる。これらの塀は、道路に面して建てられた土蔵や塀の上から見え隠れする庭園の緑などと共に、外観を特徴付けるも

のとなっている。敷地入口には門を構え、門の横には物置や漬け物部屋などとして使われる小屋や敷地の周囲を流れる水路の水を利用するための建物である「いれがわと」などがある。

主屋の建築年代は明治・大正期のものがほとんどで、近江商人の発展期と一致する。木造平屋建あるいは二階建で、梁間4間から5間、桁行は5間から7間の規模を持つ。平面は農家に見られる整形四間取りを基本とし、これにさらに居室を加えた形態となる。つまり、四間取りでいうザシキ上手にブツマを設けたり、その背後に1室加えて六間取りとしたりする例が多い。六間より室数が多い場合は梁間方向につくる。主屋を本二階建とする場合、一階は書院風の座敷とし、二階は数寄屋風の座敷とするなどの趣向がみられる。屋根は瓦葺の切妻造ないしは入母屋造である。桁行が長くなる場合は落棟にする場合が多い。妻面には二重梁と束立てを見せて意匠としている。壁面は素木あるいはベンガラ塗りの木部に白漆喰仕上が一般的で、中塗仕上や板張も見られる。腰板を貼る場合は下見板張や羽目板張とする。また、庭園に面して、大きな開口部を持つことも重要な特徴である。



▲▼ 近江商人屋敷 外村宇兵衛邸



この他、商人本宅で重要なものは離れ座敷である。離れ座敷は数寄屋風の意匠とし、茶室を置くものも多い。また、規模の大きい本宅の中には洋風の応接室を別棟に設けるものもある。これらは、主屋より建築年代は新しく、瓦葺の平屋建が普通である。

◀▲ 近江商人屋敷 中江準五郎邸

(2) 農家

農家は、集落景観の重要な構成要素となっている。主屋は、江戸時代末期から明治時代にかけてのものも残っているが、近年の生活の変化に対応して、内部を改造しているものが多い。



内部を改造しているものが多い。

屋敷構えは、主屋を中央に、瓦葺屋根の納屋や便所を入口付近に構える家が多い。敷地の周辺には、生垣や板塀を巡らせる。

主屋は茅葺^{かや}と瓦葺が見られ、屋根の形状は切妻と入母屋が大半を占める。木造平屋建が基本であるが、二階建に改造したものの他、明治以降



のものには中二階建、本二階建のものもある。茅葺屋根は、四方に瓦葺の下屋をまわし、平入りとなる。屋根の左右の一方を切妻、もう一方を入母屋とする例もある。茅葺屋根にトタンを被せている例も多い。

農家主屋の規模は梁間3間から3間半、桁行4間から5間程度で、平面は改造によってかなり変化しているものの、田の字型整形四間取りを基本としている。その他、六間取りの大型民家もわずかながら見られる。

屋根構造は叉首組^{さす}とし、叉首尻を梁端で受けるものと桁で受けるものがあるが、後者は湖東地方の民家によく見られる手法である。

外観壁面は真壁造を基本とし、漆喰あるいは中塗仕上が一般的で、板張のものもある。腰壁には舟板を用いる場合もある。離れや納屋には定型が見られ



れないが、総じて木造真壁造平屋建あるいは二階建で、瓦葺の切妻屋根をかける。壁面の意匠は主屋のものを簡略化したものである。

(3) 付属屋

ア 土蔵

土蔵は通常、宅地の奥に建ち、クラマエで主屋等とつながる。置屋根をかけ、壁は白壁に舟板など腰板を貼るものが一般的である。通りから望見できるものも多く、景観上も重要である。



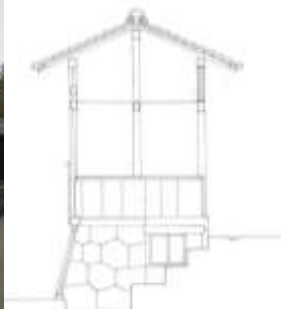
イ 納屋

納屋は、主屋に比べて規模が小さい。多くは木造平屋建あるいは中二階建である。切妻の屋根をかける。壁面の意匠は主屋に準ずるが簡素なものが多い。



ウ いれがわと

いれがわとには上屋をもつものがある。この上屋は、瓦葺切妻屋根で梁間半間桁行2間ほどの規模で、水路を引き込んだ矩形の石積上に土台を設けて建てられている。真壁造で壁面は白漆喰仕上とし、舟板の腰壁とする。屋内には石張の階段がある。



(4) 工作物

ア 門

地区内の多くの民家には、門が設けられている。そのほとんどが棟門である。民家には長屋門はなく、地区内で長屋門が設けられているのは、勝徳寺だけである。

また門の建具について見てみると、格子戸と板戸が主であるが、建具の種類については、大戸・引き違い戸・両開戸・片引き戸などさまざまなタイプのものがある。門の屋根は瓦葺がほとんどであるが、銅板葺も見られる。



イ 塀

金堂地区では塀の連続が集落の景観に大きな影響を与えている。板塀・土塀が主であるが生垣や豆砂利洗出し仕上のコンクリート塀も見られる。

板塀には、大和塀と豎羽目板塀がある。共に棧瓦か目板瓦の小屋根か木製の笠木をのせ、上部に^{たすきざん}襷棧を設けるものもある。材料は、柱や貫をベンガラ塗とし、杉の焼板を張るものが多い。

土塀には瓦葺の小屋根がつき、素柱を見せるものと見せないものがある。上部に襷棧がつく場合もある。腰板を張る場合は杉板を用いる。



ウ 水路

集落内を流れる水路も金堂地区の重要な要素といえる。現在、水路は集落中心部の寺院や商人本宅の周囲を巡り、集落の西に流れ出る。

伝統的な水路の側面は主に石積とする。石積は切石積のものがほとんどを占めるが、中には野面石^{のづら}を積んだ素朴なものもある。

水路は人々のくらしの中で重要な役割を担っていた。水路の水を使って洗いをしやすくするために、いろいろな形態の洗い場がつくられている。五個荘金堂で見られる洗い場は先に述べた「いれがわと」のほか「あらいと」がある。



16 保存地区における建築物等の特定同意状況

建築物：197件

工作物：106件

環境物件：10件

17 修理・修景・許可基準

項目		許可基準		修景基準 地区全体	修理基準 地区全体	
		県道佐生五個荘線以西	県道佐生五個荘線以东			
建築物	位置規模	配置		原則として敷地の現状を維持し、伝統的な屋敷構えを踏襲する。	伝統的建造物について外部から望見される外観を維持するため、原則として現状の修理、または復原修理を行う。	
		高さ	原則として2階建以下とする。	2階建以下とし、軒高は6メートル以下とする。		
	構造			主体構造は原則として木造とする。 ただし、用途等によりやむをえず他の構造とする場合は外部意匠を考慮し、伝統的な町並みと調和をはかる。		伝統的様式とする。
	外部意匠	屋根庇	切妻または入母屋とし屋根勾配は4.5～5.5寸とする。 1・2階の分節には建築物と調和した庇を設ける。 葺き材料、色彩は歴史的景観と調和したものととする。	切妻または入母屋とし屋根勾配は4.5～5.5寸とする。 1・2階の分節には建築物と調和した庇を設ける。 葺き材料は日本瓦（いぶし瓦）あるいは同等の質感をもつ材料を使用する。		同上
		軒・軒裏	歴史的景観に調和したものととする。	軒裏は化粧垂木または塗り込めとする。		同上
		外壁	歴史的景観に調和したものととする。	白色プラスターあるいは白漆喰塗、または同等の仕上げとする。木製の腰板を設ける。		同上
		開口部	位置および形態は建築物全体の外観と調和するものととする。	位置および形態は建築物全体の外観と調和するものととする。建具は素木または茶褐色系統の木製、または木質感のあるものととする。		伝統的様式とする。 建具は原則として木製とする。やむをえず金属製とする場合は、木質感を持つものととする。
	駐車場及び車庫		駐車場を設ける場合は、伝統的意匠の塀・生け垣等で外から見えないようにし、歴史的景観を損なわないようにする。車庫は伝統的建造物の意匠を応用し、歴史的景観を損なわないようにする。			
	建築設備等		外部から望見できる位置には露出しないように配慮する。露出した既存の建築設備は、周囲の景観と調和するよう色彩・囲い等を設ける。			
	作業用小屋		歴史的景観と調和する材料、色彩とする。			
工作物	門・塀	コンクリートブロック、金属ネットは避け、歴史的景観を損なわないようにする。		伝統的様式とする。		
	その他、農作業用施設等	歴史的景観と調和する材料、色彩とする。				
樹木等	生垣庭園樹木	新設・植樹等にあたっては歴史的景観に調和するものととする。		環境物件は改造・修理の経緯を検討のうえ旧状に回復する。		

18 保存事業費補助基準

(単位千円)

種類		補助率	限度額	内容
伝統的建造物	・商人本宅主屋 ・農家住宅主屋 ・その他の主屋 ・土蔵	8/10 以内	5,000	外観保存のため、屋根、壁、建具、土台、土間等の修理及び外観保存に付随する内部の柱、土台、壁など構造にかかわる部分の修理をする場合
	・納屋、かわと等その他の附属屋	6/10 以内	4,000	同上
	・門、塀その他の工作物	6/10 以内	2,000	当該物件を修理又は復原する場合
環境物件	・石垣、水路、あらいと等	4/10 以内	1,000	周囲の景観に調和させるための改修又は新設
	・樹木等	4/10 以内	500	日常管理事業を除き、当該物件の保存をするための場合
伝統的建造物以外の建造物	・主屋、納屋その他の附属屋	6/10 以内	4,000	外観と周囲の景観に調和させるための修景及び新築の場合
	・門、塀、車庫その他の工作物	6/10 以内	1,000	当該物件を周囲の景観に調和させるための修景及び新設の場合
その他	・防火設備	5/10 以内	1,000	保存地区全体の防災計画に適合した防災設備の改良及び新設の場合
前各項の経費に係る設計費及び監理費		前各項の規定により算定した補助金額の 1/10 以内	500	

修理前
→



修理後
→



19 建築基準法の制限の緩和

「東近江市五個荘金堂伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例」（平成 19 年 7 月 1 日施行）

①大規模な木造建築物における外壁等の制限緩和

伝統的建築物（現に大規模木造のものに限る）が存在する敷地において当該伝統的建築物又は他の建築物について増築等をする場合に、一定の措置を講じ、かつ、市長の許可を受けたときは、法第 25 条（大規模の木造建築物の外壁等の制限）の規定を適用しない。

②道路内における建築の制限緩和

伝統的建築物が存在する敷地において当該伝統的建築物又は他の建築物の増築等をする場合に、当該増築等をする建築物の庇や壁面等の位置が、この条例の施行の日における当該伝統的建築物の庇や壁面等の位置から道路の側に超えないときに限って、法第 44 条第 1 項本文（道路内の建築制限）の規定を適用しない。

③建築物の各部分における高さの制限緩和

伝統的建築物が存在する敷地において当該伝統的建築物又は他の建築物の増築等をする場合に、当該増築等をする建物の高さが、この条例の施行の日における当該伝統的建築物の高さを超えないときに限って、法第 56 条第 1 項第 1 号（道路斜線にかかる建築物の各部分の高さの制限）の規定を適用しない。

④伝統的建築物が存在する敷地以外の建築物に関する制限緩和

保存地区の保存に関する計画に規定する基準適合建築物の建築等をする場合に、一定の要件に該当するものについては、法第 44 条第 1 項本文（道路内の建築制限）又は法第 56 条第 1 項第 1 号（道路斜線にかかる建築物の各部分の高さの制限）の規定を適用しない。



◎交通機関

- ・ JRびわこ線（東海道本線）能登川駅から、
近江バス「八日市駅行き」金堂下車
- ・ 近江鉄道五箇荘駅から、徒歩25分
- ・ 名神高速道路八日市ICから車20分

東近江市教育委員会歴史文化振興課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

TEL 0748-24-5677 / IP 0505-801-5677

FAX 0748-24-1375

E-mail rekibun@city.higashiomi.lg.jp